

世界遺産を巡る紛争における国際司法裁判所の役割

山下 明博

安田女子大学

広島大学平和科学研究センター客員研究員

Role of International Court of Justice in Border Conflict over the World Heritage

Akihiro YAMASHITA

Yasuda Women's University

Affiliated Researcher, Institute for Peace Science, Hiroshima University

SUMMARY

Preah Vihear Temple is an old Khmer temple ruins situated on the border of Thailand and Cambodia. UNESCO decided to list it as a World Heritage Site on July 7, 2008.

However, the two countries have been in a states of border conflict for about three years. Therefore, the International Court of Justice ruled that both Thailand and Cambodia should pull their troops out from the site of Preah Vihear temple and establish a demilitarized zone around its ruins in order to facilitate negotiations to finally end the long-standing spat between the two countries on July 18, 2011. This paper attempts to show the role of International Court of Justice in border conflict between two countries. It also looks for the difference whether the conflict lead to the combat or not, according to the political position of Thai's Prime Minister.

はじめに

東南アジアのタイ（Thai）とカンボジア（Cambodia）との国境には、プレアビヒア寺院遺跡（Preah Vihear Temple）がある。この遺跡が、カンボジアの単独申請によって世界遺産に登録された 2008 年 7 月以来、両国は国境紛争に突入し、約 3 年間に、少なくとも 28 人の死者を出す事態に至っている。

しかし、2011 年 7 月 18 日、国際司法裁判所は、両国に対し、プレアビヒア寺院遺跡周辺の国境未画定地域から軍を即時撤退させるよう命じた。この判決により、国境紛争は休止状態となり、さらに、2011 年 12 月 21 日に、両国の国防省会談において、プレアビヒア寺院遺跡周辺の国境未画定地域から両軍が早急かつ完全に同時撤退するという合意に達することができた。これにより、2008 年以來のプレアビヒア寺院遺跡を巡る紛争に終止符が打たれる可能性が高まっている。

今回の判決は、世界遺産を巡る紛争を解決することを目的に、国際司法裁判所が初めて下したものであり（金子 2009）、国際司法裁判所の役割を明確に示したものであるとして高く評価すべきである。

ところで、タイにおいては、2001 年から 2006 年にかけて首相を務めたタクシン・シンナワット（Taksin Shinawatra）がクーデターで失脚し、亡命生活を送る中、国内が、タクシン派と反タクシン派という政治勢力に二分され、それがタイの外交にも影響を与えている。そして、どの政治勢力が政権にあるかによって、国境紛争への対応に差が生じ、交戦に至るか否かを左右することがわかってきた。

本論文は、タイ・カンボジアの国境紛争において、タイ国内のどの政治勢力が政権にあるかということが、軍事力の行使に影響を与えた可能性があることを、国境紛争の期間とタイの首相の任期の関係から明らかにするとともに、紛争の根本的な解決のために必要と思われる 2 つの方法を提案するものである。

1. プレアビヒア寺院遺跡の様式、立地、建立時期、価値

この節では、世界遺産であるプレアビヒア寺院遺跡の様式、立地、建立時期、及び、その価値について述べる。

プレアビヒア寺院遺跡は、タイとカンボジアとの国境上にクメール（Khmer）人が建立した、クメール様式の神殿遺跡である。

クメール人は、カンボジアを中心に東南アジアに分布する民族である。彼らが歴史に登場するのは6世紀頃からであり、アンコールワット（Angkor Wat）、アンコールトム（Angkor Thom）など、多くの遺跡を残している（フーオツ 1995）。

プレアビヒア寺院遺跡は、ダンレック（Dangrek）山脈の稜線上に位置している。そして、北側を除く三方は、高さ約500mにも及ぶ断崖であり、遺跡に行くためには、北側から寺院へ続く参道を使う方法しか存在しなかった。しかし現在は、遺跡の西の断崖に、カンボジアからアクセスする道が作られた。それでも、参道のあるタイ側から遺跡を訪れるのに比べ、断崖のあるカンボジア側から遺跡を訪れることには困難が伴う。図1に、プレアビヒア遺跡の立地を示す。

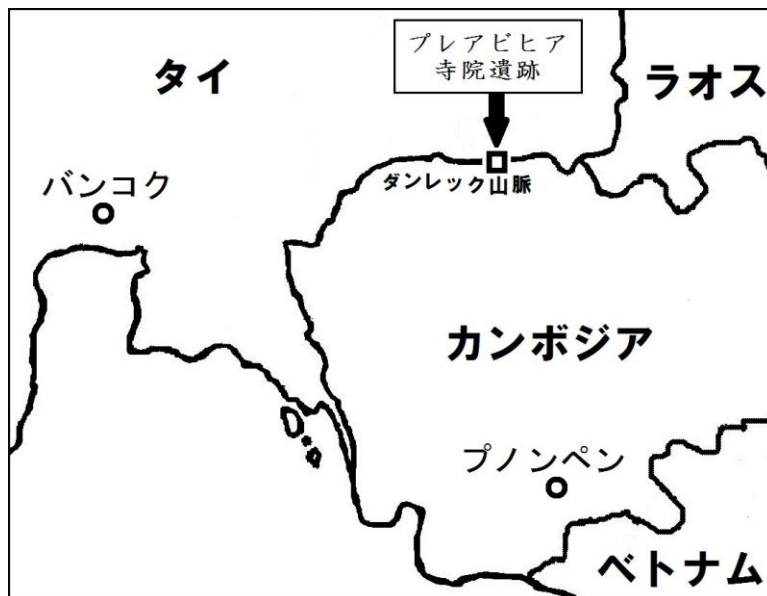


図1 プレアビヒア寺院遺跡

作成：筆者

スーリヤヴァルマン（Suryavarman）I世がクメール国王の地位にあった

1002～1049年、クメール王国は、現在のカンボジアだけでなく、タイ、ベトナムの一部も支配下に置くインドシナ半島最大の国家であった。そして、プレアビヒア寺院遺跡は、彼の手により建設が開始されたと考えられている。その後、代々のクメール国王が、カンボジアやタイの各地に、多くのクメール様式の神殿を建設した。タイ国内には現在でも、ピマイ（Phimai）遺跡、パノムルング（Phanom Rung）遺跡、カオノイ（Khao Noi）遺跡などが残されている。

プレアビヒア寺院遺跡は、主祠堂の屋根などの損傷が進んでいるが、約120mの高低差を生かした大胆な設計、クメール文字やサンスクリット（Sanskrit）文字などが記述された碑文など、文化的価値が高い。また、眼下に広大なカンボジアの平原を見渡すことができる絶壁の頂点に建設されているため、観光資源としての価値も非常に高い。そして、2008年7月8日、UNESCO¹⁾の世界遺産委員会は、カンボジアからの単独申請に基づき、プレアビヒア寺院遺跡を、世界遺産リストに登録することを決定した。

2. プレアビヒア寺院遺跡の領有権

プレアビヒア寺院遺跡の領有権は、タイとカンボジア間の国境がどこに引かれたかに依存してきた。寺院建立後約1000年の間に、両国間の国境は複数回変更されたため、プレアビヒア寺院遺跡の領有権もそのたびに両国間を移動した（山下2010-1: 245-247）。

（1）プレアビヒア寺院建立時：カンボジア領有

スーリヤヴァルマンI世がプレアビヒア寺院の建設を始めた11世紀前半頃は、カンボジアが現在のタイの一部も領有しており、建立された場所は、カンボジア領であった。

（2）タイ・アユタヤ王朝のクメール攻略時：タイ領有

タイ・アユタヤ王朝のボーロマラーチャーティラート（Borommarachathirat）II世が、1431年にカンボジアを攻撃し、アンコールワットを陥落させるとともに、ダンレック山脈を支配下に置いたため、プレアビヒア寺院遺跡はタイの領

土となった。その後、カンボジアは衰退の一途をたどり、19世紀にはフランス領インドシナの一部となった。

(3) タイのフランスへのカンボジア北部割譲時：タイ・カンボジア国境上

1904年、フランス＝タイ条約が締結され、タイは、カンボジア北部のチャンパサクを含む地域とメコン川右岸をフランスに割譲した。そのため、ダンレック山脈の稜線上にあるプレアビヒア寺院遺跡は、タイとフランス領インドシナの国境上に位置することになった。

(4) フランス＝シャム合同国境画定委員会の測量地図公刊時：カンボジア領有

フランス＝シャム合同国境画定委員会²⁾が設置され、フランス当局が測量地図を作成した。その地図では、プレアビヒア寺院遺跡がカンボジアに位置することになっていた。タイは、その後1934～35年に実施した調査により、国境線と分水嶺の不一致を発見し、プレアビヒア寺院遺跡のところで恣意的に国境線が引かれていることに気付いたが、フランスに抗議することはなかった。

(5) 東京条約履行時：タイ領有

日本の斡旋により、1941年5月8日、タイ・フランスは東京条約を調印した。それは、カンボジアのチャンパサク、及びバットアンバン・シエムリアプをフランスがタイに返還する内容であり、1942年7月11日、東京条約が履行されることにより、プレアビヒア寺院遺跡はタイの領土となった。

(6) ワシントン条約締結時：タイ・カンボジア国境上

1946年11月のワシントン条約により、カンボジアは、タイからバットアンバン西北部諸州を回復した(桜井・石澤 1995)。そこで、プレアビヒア寺院遺跡は、タイとフランス領インドシナの国境上に位置することになったが、実質的には、タイの支配下のままであった。

(7) 国際司法裁判所裁定時：カンボジア領有

1959年、カンボジアはハーグの国際司法裁判所にプレアビヒア遺跡の領有権問題を提訴し、1962年、国際司法裁判所はカンボジアの主張を認める判決を下した。この結果、プレアビヒア寺院遺跡がカンボジアに帰属することが確定した(波多野・松田 1999)。

ここで問題になっているのは、国際司法裁判所がカンボジア領であると認めたのが、プレアビヒア寺院遺跡の本体部分だけであるという点である。フランス＝シャム合同国境画定委員会で、フランスが引いた国境は、プレアビヒア寺院遺跡の部分で意図的に分水嶺から外れており、そのため、タイの主張する地図上の国境と、カンボジアの主張する地図上の国境が異なるという結果を招いている。そして、両国の地図上の国境の間に、4.6km²の国境未画定地域ができ上がっている。

図2に、タイ・カンボジアの地図上の国境と、国境未画定地域を示す。

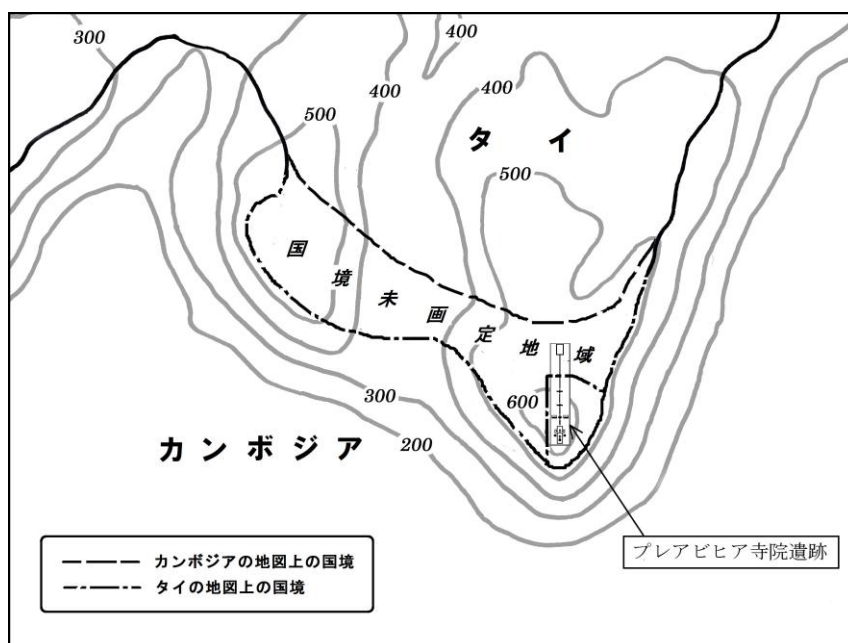


図2 タイ・カンボジアの地図上の国境と国境未画定地域

作成：筆者

3. プレアビヒア寺院遺跡への訪問

前節で示したように、プレアビヒア寺院遺跡の領有権は、1962年の国際司法裁判所による判決により、カンボジアに帰属することが確定している。しかし、この遺跡へは、タイ側からは参道を通して容易に訪問することができるのに対し、カンボジア側からは断崖を登らなければならないため、訪問することは困難であった。そのため、大半の人々は、タイ側から遺跡を訪問していた。

また、カンボジアで1975年にクメールルージュが政権を取り、1978年に失脚してプレアビヒア寺院遺跡に近いカンボジア北部に拠点を移した後は、プレアビヒア寺院遺跡は閉鎖され、一般人が訪問することは不可能となった。それは、クメールルージュが、遺跡の周辺に大量の地雷を設置したためである。

1998年になって、カンボジア政府は再度プレアビヒア寺院遺跡を開放し、タイ側の参道から一般人が訪問できるようになった。その後、2001年に同遺跡は閉鎖されたが、2003年には再度開放され、2008年7月まで閉鎖されることなく、多くの観光客がプレアビヒア遺跡を訪問した。

4. プレアビヒア寺院遺跡を巡る国境紛争の分類

プレアビヒア遺跡は、タイとカンボジアの国境上に位置しており、その領有権を巡り、タイとカンボジアの間で対立が続いていた。そのため、2008年7月8日のプレアビヒア寺院遺跡世界遺産リスト登録が引き金となり、両国間の武力紛争へと発展した。そして、この紛争は、2011年7月18日、国際司法裁判所が、プレアビヒア寺院周辺に暫定非武装地帯を設定し、両国軍の同地帯からの即時撤退と武力行使の禁止を含む判決を出し、タイ・カンボジア両軍撤退の合意が成立した2011年12月22日まで休止している。

約3年間続いた、タイ・カンボジア間の国境紛争を、発生した時期に従い、7つに分類してみた³⁾。ただし、7つの時期のうち、最初の1回は両国の交戦には至っていない。そこで、交戦に至らなかった時期を第0期と命名し、その後交戦が行われた6つの時期を、第1期～第6期と命名することにする。

(1) 第0期：2008年7月15日～8月14日

第0期は、世界遺産リスト登録に抗議したタイ人3人が越境してカンボジアにより拘束されたことをきっかけに緊張が高まり（山下2009: 226-227）、タイ・カンボジア両軍がプレアビヒア寺院遺跡周辺に兵力を配置した時期である。実際には、両国が交戦するには至っていない。

7月17日には両軍が、2度にわたり10分間ほど銃口を向け合ったが、死傷者

が出るような戦闘は起きなかった。しかし、両軍の兵力は、7月15日には約40人、7月16日には数百人、7月17日には1200人以上、7月25日には約4000人と急増し、両軍兵士がプレアビヒア寺院遺跡周辺で対峙する事態となった。しかし、8月14日には両軍が、兵力をそれぞれ大幅に減らすことで合意し、一部で撤退も始まった。

(2) 第1期：2008年10月3日～10月15日

第1期は、プレアビヒア寺院遺跡周辺で対峙する両軍が、プレアビヒア寺院遺跡から数キロ離れた国境地帯の多数の場所で交戦し、初めて死傷者を出した時期である。10月3日の銃撃戦で計3人が負傷、10月15日にはカンボジア兵2人が死亡、タイ兵7人が負傷した。

(3) 第2期：2009年4月2日～4月3日

第2期は、地雷を踏む事故をきっかけに戦闘が行われた時期である。4月2日、プレアビヒア寺院遺跡近郊で、タイ兵が地雷を踏んで片足を失った。そして、4月3日早朝に、事故現場を調査に訪れたカンボジア軍とタイ軍が短時間の交戦を行った。銃撃戦は機関銃、ロケット弾、迫撃砲攻撃を伴う激しいもので、35分間続き、双方の死者は計4人、負傷者は10名であった。

(4) 第3期：2010年1月24日～29日

第3期は、交戦場所がプレアビヒア遺跡以外の国境に移った時期である。1月24日に、両軍はプレアビヒア寺院遺跡の東約20kmの国境で交戦した。また、1月29日には、カンボジア西部ポーサット州とタイとの国境で銃撃戦となった。死傷者はなかった。

(5) 第4期：2010年4月17日～6月8日

第4期は、2010年3月14日からタイの首都バンコクで始まった、反独裁民主戦線(UDD)によるデモと重なる時期である。カンボジア北部ウッドーミアンチェイ州のタイとの国境付近で、4月17日は短時間の銃撃戦となり、タイ軍のレンジャー部隊員1名が行方不明になった。6月8日には、約15分の自動小銃などによる銃撃戦になるが、死傷者はなかった。

(6) 第5期：2011年2月4日～2月16日

第5期は、プレアビヒア寺院遺跡近くの国境未画定地域で、13日間交戦が続

いた時期である。2月4日から5日に、国境未画定地域で両軍が交戦した。2月5日には、両軍は一時停戦に合意したが、2月6日には再び戦闘となった。双方の死者は13日間で計6人であった。この時期は、両軍の戦闘手段が、手りゅう弾、RPG（ロケット弾）、迫撃砲へと多様化したことも特徴である。また、タイがクラスター爆弾を使用した疑いもあると、NGOの「クラスター爆弾連合」(CMC)が発表した。これに対し、タイは、使用したのはDPICM⁴⁾で、クラスター爆弾の範疇に入るとは認識していないと反論した。

(7) 第6期：2011年4月22日～5月1日

第6期は、交戦場所がプレアビヒア遺跡以外の国境付近に移り、10日間交戦が続いた時期である。4月22日からは、カンボジア北部ウッドーミアンチェイ州のタイとの国境付近で両軍は交戦し、26日からは、プレアビヒア寺院から西に約150kmの国境付近の2か所の寺院遺跡付近でも交戦した。双方の死者は16人に達し、数万人の住民が、戦闘を避けて避難生活を強いられた。

5. タイ国内政治の混乱とタクシンの存在

この節では、プレアビヒア寺院遺跡を巡る国境紛争を考える時にその影響を無視することができない、タイ国内の政治状況について、タクシン首相の存在と、タクシン派・反タクシン派の対立という視点から検討する。

(1) タクシン首相

タイは、東南アジアにおいて唯一、西欧諸国による植民地化を免れ、独立を堅持した国家であり、1932年の立憲革命（村嶋 2009: 413-414）以来、立憲君主制を維持し、国王への絶対の忠誠を誓う国民により、民主主義国家としての道を歩んできた。

そして、タイの現在の政治状況に大きな影響を与えているのが、2001年から2006年までタイの首相を務め、クーデターで失脚したタクシン・チンナワットという政治家の存在である。

タイ屈指の実業家であり資産家である彼は、政界へ転身し、1995年にはパラ

ンタム党の党首となったが、既成政党で思うような政策を打ち出せないことを痛感し、1998年、TRT⁵⁾という自分自身の政党を作った。そして、実業家時代に多用したマーケティング手法を政治の世界にも適用して首相になった。

彼は、都市部よりも人口が多い、地方の農民票を集め、選挙に圧勝すれば、政権を握ることができることを看破した。そこで、農民が何を欲しているかを調査し、その需要に応じた政策を掲げて活動した結果、2001年1月6日の総選挙において、タクシン率いるTRTが約半数の議席を獲得し、タクシンが首相に就任した(玉田 2008: 16)。

その後、タクシンは、強いリーダーシップを発揮し、選挙で投票してくれる農民と下層民を対象とした政策を次々と立案し実現した。それが、「30 バーツ治療」「農民負債の元利返済の猶予」「全村への100万バーツ交付金」「地方優秀子弟の海外留学」などの諸制度である(赤木 2008: 87)。しかし、都市部では、政権を握った後のタクシンの強権的で強引な政治姿勢が、経済界、メディア、政治家、役人などから不興を買った。

タクシンは、2006年2月24日、国会を解散し、総選挙を行うことにした。その結果、野党の選挙ボイコットもあり、TRTは56.5%の得票を獲得し(玉田 2008: 21)、定数500のうち、475議席を占めた。

この事態に対し、憲法裁判所が選挙は憲法違反であると無効判決を出した(柿崎 2008: 115)り、タイ検察庁が政党法違反の容疑でTRTと民主党などを起訴し、憲法裁判所等の司法の手により、タクシン政権に不利な決定が次々に行われていった。そして、タクシン首相が国連総会に参加するためにニューヨークへ外遊中に、タイ軍によるクーデターが発生し、タクシンは失脚した。その後、タクシンは拘束や収監を避けて、タイ国外で亡命生活を送っている。

(2) タイの2大政治勢力

タイでは、都市部の特権階級や中間層と、バンコクの低所得者層および農民を中心とする地方住民との間に、経済的格差が存在していた。そして、それが政治勢力として二極分化したのは、タクシンという政治家の登場によってである。現在のタイでは、タクシンを支持するか否かによって、タクシン派と反タクシン派という2つの大きな政治勢力が成立し、互いに対立している。

1 つ目の政治勢力は、タクシン派である。タクシンが首相を務めた 2001 年から 2006 年の期間に導入された、「30 パーツ治療」などの諸制度によって恩恵を受けた低所得者層、タイ東北部、タイ北部の農民を中心とした地方住民から構成される。人口比では、タイの全人口の約 80% を占める。彼らは、赤色をシンボルカラーとしており、UDD⁶⁾ を組織した。UDD のメンバは、赤シャツを着用して活動している。特に、タイ東北部は、タイの中での最貧地帯であり（桑原 1989: 191-192）、農民の生活を改善した施策を打ち出したタクシン派支持者が多い。

2 つ目の政治勢力は、反タクシン派である。タクシン元首相を、反王室であり、腐敗した政治家であると批判する特権階級、および、バンコクの間層から構成される。人口比にすれば、タイの全人口の約 20% を占める。彼らは、タイ国王の誕生日の色である黄色をシンボルカラーとしており、PAD⁷⁾ を組織した。PAD のメンバは、黄シャツを着用して活動している。

(3) タクシン派と反タクシン派の攻防

2006 年 9 月、タイ軍によるクーデターで、反タクシン派はタクシン首相を失脚させた。また、反タクシン派は、タクシンが率いていた TRT という政党の解党処分と TRT の幹部 111 名に対する 5 年間の政治活動停止処分を下した。これにより、2001 年から 2006 年の間、タクシン政権で閣僚を務めたほとんどの人は、2007 年以降 5 年間、公職に就くことを禁じられ、反タクシン派は、タクシン派を政界から長期追放することに成功した。

2007 年 12 月に実施された下院の総選挙では、タクシン派が冬眠状態の政党 PPP⁸⁾ を乗っ取ってサマックが党首となり、反タクシン派でアピシット率いる民主党と戦った。マスコミでは、タクシンは汚職の元凶であり国賊であるというキャンペーンが繰り広げられたものの、選挙結果は、タクシン派である PPP が第 1 党となった。

総選挙で敗北した反タクシン派は、それ以降、タクシン派の打倒に全力を尽くした。選挙でタクシン派の政権が誕生したことに対し、反タクシン派の市民団体 PAD は、2008 年 8 月にバンコクの首相府を占拠し、タクシン派のサマック首相の退陣を要求した。退陣要求が受け入れられない事態となると、PAD は 2008

年 11 月、バンコク空港も占拠し、これによりタイ経済は大打撃を受けた。さらに、反タクシン派は、2008 年 9 月、タクシン派のサマック首相に対し違憲有罪判決を行い政権を崩壊させた。また、その後を継いだタクシン派のソムチャイ政権も、2008 年 12 月の PPP 解党処分と同党幹部 109 名の政治活動停止処分で政権を崩壊させた。その結果、2008 年 12 月、反タクシン派待望の民主党アピシット政権が誕生した。

それに対して、2010 年 4 月には、今度はタクシン派である UDD が、総選挙の実施を求めて首相府を占拠し、さらに、ASEAN の会場に突入し ASEAN 会議を中止に追い込んだ。そして、バンコクの金融街であるシーロム地域を占拠したことに対し、治安当局が強制排除し、一部のタクシン派が暴徒化、91 人の死者、1400 人以上の負傷者を出す事態に発展した。反タクシン派のアピシット首相は、タイ国内に非常事態宣言を発令して事態の鎮静化を図った結果、2009 年 5 月には、混乱は一応収束へと向かった。

その後、反タクシン派である PAD が、アピシット政権の国境紛争に対する姿勢に不満を抱き、アピシット政権から距離を置く中、2011 年 5 月、反タクシン派のアピシット首相は、国民の間にわだかまる反目を解決するためという理由で、総選挙に踏み切った。当初、民主党は第 1 党の地位を確保できる見込みであったが、PAD は事実上の棄権に回り、また、野党であるタクシン派のタイ貢献党が、タクシン元首相の妹を首相候補に推したことにより形勢が逆転し、民主党は 2011 年 7 月の総選挙で敗北し、アピシット首相は退任することとなった。

反タクシン派であり総選挙で敗北した民主党は、2011 年 7 月、タクシン派のタイ貢献党の政党法違反を理由に解党を申し立てた。5 年間の政治活動を禁止されていたタクシンやソムチャイが、タイ貢献党の政策立案や候補者選定などに関与したという理由であった。

このような反タクシン派の動きは 3 度目であり、タクシン派も予想していた事態であった。そこで、タクシン派のタイ貢献党は、あらかじめ政党の幹部の数を極限まで減らし、解党処分と同党幹部の政治活動停止処分が下っても、影響を最小限に食い止める対策を打っている。

タクシン派と反タクシン派の対立関係は、依然として解消する気配がない。

6. 国境紛争の期間内のタイ首相

この節では、タイ・カンボジア間の国境紛争に登場するアクターの中の一つであり、重要な役割を果たす首相について検討する。

約3年にわたるタイ・カンボジア間の国境紛争の間、カンボジア首相はフンセンであり続けた。それに対し、タイでは、4人が首相の職務を務めた。その3回の首相交代のうち、2回は、反タクシン派が、首相の所属政党を解党処分にし、党幹部を、5年間の政治活動禁止処分にするという「司法による政治改革」と呼ばれる手法（山下 2010-2: 64-65）により内閣総辞職したものであり、1回は下院の総選挙によりタクシン派が勝利して首相に選出されたものである。

また、タイの4人の首相のうち、1人は反タクシン派、3人はタクシン派である。

(1) サマック・ストラウエート (Samak Sundaravoj) 首相

プレアビヒア寺院遺跡が世界遺産に登録された2008年7月8日当時、タイは、PPP党首であるサマック・ストラウエートが首相を務めていた。彼は、タクシン派議員が所属していた旧TRTの多数の勢力から首相に推されたことや、「タクシンの代理人」と公言していたことなどから、タクシン派として政権を運営した。しかし、2008年9月9日、タイの憲法裁判所は、サマックがテレビの料理番組に出演し報酬を得たことが、憲法で定められた「首相の副業禁止条項」に抵触したとして違憲であるとの判断を下し、これを受けてサマック内閣は総辞職した。これは、総選挙でタクシン派に敗北した反タクシン派が、「司法による政治改革」という手法を用いて内閣を辞職に追い込む実例であった。

(2) ソムチャイ・ウォンサワット (Somchai Wongsawat) 首相

サマック内閣が総辞職したことを受けて、PPP副党首であり、サマック内閣の副首相兼教育相であったソムチャイ・ウォンサワットが、2008年10月18日、首相に就任した。ソムチャイ首相は、タクシン元首相の妹婿であり、タクシン派として政権を引き継いだ。

しかし、ここでも反タクシン派は、「司法による政治改革」という手法を用いて内閣を辞職に追い込んだ。2008年12月2日、タイ憲法裁判所は、組織ぐるみの選挙違反を行ったという理由により、人民の力党に解党命令を下すと同時に、ソムチャイ首相を含む党幹部の公民権を5年間剥奪とする判決を出した。これによりソムチャイは、首相就任1ヶ月も持たずに内閣総辞職することになった。

(3) アピシット・ウェーチャチャーワ (Abhisit Vejjajiva) 首相

ソムチャイ失脚後、2008年12月15日に下院で行われた首相選出選挙で、民主党党首のアピシット・ウェーチャチャーワが最多票を獲得し、首相に選出された。アピシット首相は、反タクシン派であり当初はPADの支持を受けていた。特に、2010年3月から、タクシン派のUDDが、早期の下院解散、総選挙を求め、バンコク都内を占拠したデモに対し、アピシット首相は、治安部隊を投入して鎮圧を図り、デモ隊の排除に成功した。しかし、その過程で、多くの死傷者を出した。

その後、2011年5月3日、アピシット首相は、国民の間にわだかまる反目を解決するためという理由で、総選挙に踏み切ることを決断した。

当初、民主党は第1党の地位を確保できる見込みであった。しかし、後ろ盾であったPADは、プレアビヒア寺院遺跡を巡る国境紛争へのアピシット首相の対応に不満を示し、総選挙で事実上の棄権に回った。また、野党であるタイ貢献党が、タクシン元首相の妹を首相候補に推したことにより形勢が逆転し、民主党は総選挙で敗北し、アピシット首相は退任することとなった。

(4) インラック・シナワトラ首相

インラック・シナワトラは、タクシン元首相の妹であり、2011年7月3日の総選挙で、タクシン派であるタイ貢献党の首相候補として勝利を収め、7月8日、タイで初めての女性首相に選出された。彼女に対して、タイ軍も中立の立場をとっている。しかし、タイを襲った大洪水の対応で苦勞をしている。

また、反タクシン派であり、総選挙で敗北した民主党は、7月9日までに、タイ貢献党政権樹立の阻止をめざし、タイ貢献党に政党法違反があったとして、選挙管理委員会にタイ貢献党の解党を申し立てた。申し立ては、「5年間の政治活動禁止処分を受けた者が、タイ貢献党の政策立案や候補者選定などに関与し

た」という内容であった。ここで、「処分を受けた者」とは、タイ貢献党の実質的なオーナーであるタクシン元首相や、ソムチャイ前首相らを指している。この様に、反タクシン派による「司法による政治改革」という手法が多用されているのが現状である。

7. タイ・カンボジアの首相と国境紛争の関係

4節と6節で述べた、タイ・カンボジア間の国境紛争（第0期～第6期）と、タイ・カンボジアの首相の任期を重ね合わせたのが、図3である。

この図が示すように、プレアビヒア世界遺産が登録された2008年7月8日から、国際司法裁判所の判決に従いタイ・カンボジア両軍撤退の合意が成立した2011年12月22日までの約3年間に、カンボジアは、一貫してフンセン首相であったが、タイは、サマック首相、ソムチャイ首相、アピシット首相、インラック首相と、次々に首相が交替したことがわかる。

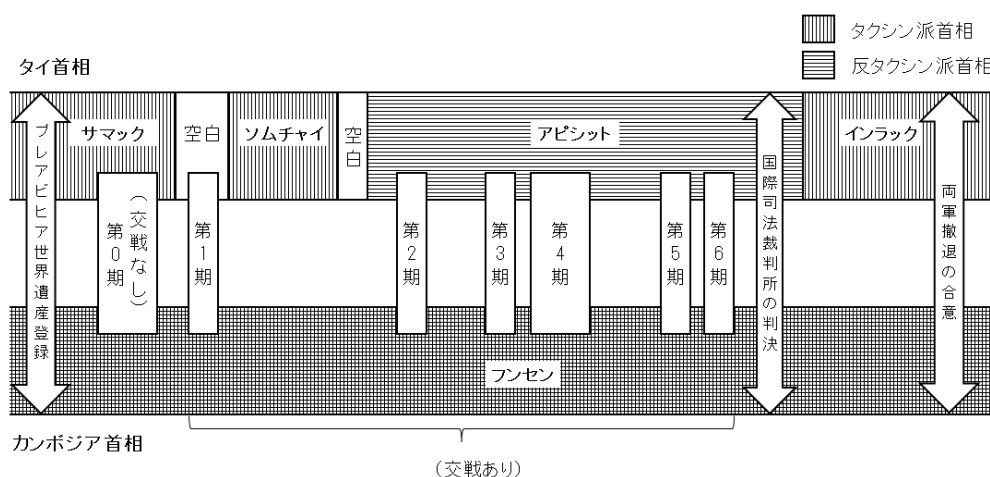


図3 タイ・カンボジア間の国境紛争との首相の任期との関係

作成：筆者

また、タイの4人の首相のうち、横線で塗りつぶした3人がタクシン派、縦線で塗りつぶした1人が反タクシン派である。そして、サマック首相、ソムチャイ首相は、それぞれ「司法による政治改革」という手法で政権の座を追われ

たため、辞任後すぐには次の首相が決まらず、首相のいない空白期間が比較的長い。

タイ・カンボジア間の国境紛争は、交戦に至らなかった第0期を除くと、6つの時期に分類することができる。このうち、第2期から第6期までは、すべてアピシット首相の任期中である。また、第1期は、タイの憲法裁判所がサマック首相に対し、テレビの料理番組出演で報酬を得たことが違憲であると判断し、内閣総辞職した後、ソムチャイ首相が新たに首相になるまでの空白期間である。

これは、タイ・カンボジア間の国境紛争のうち、交戦が行われた6回は、全て、タクシン派の首相でない時期に発生していることを意味する。

8. サマック首相・アピシット首相時のアクターの関係

タイ・カンボジア間の国境紛争が発生したときのアクター間の関係を、サマック首相、首相空白、アピシット首相、インラック首相の比較を行い検討する。

(1) タクシン派・サマック首相時

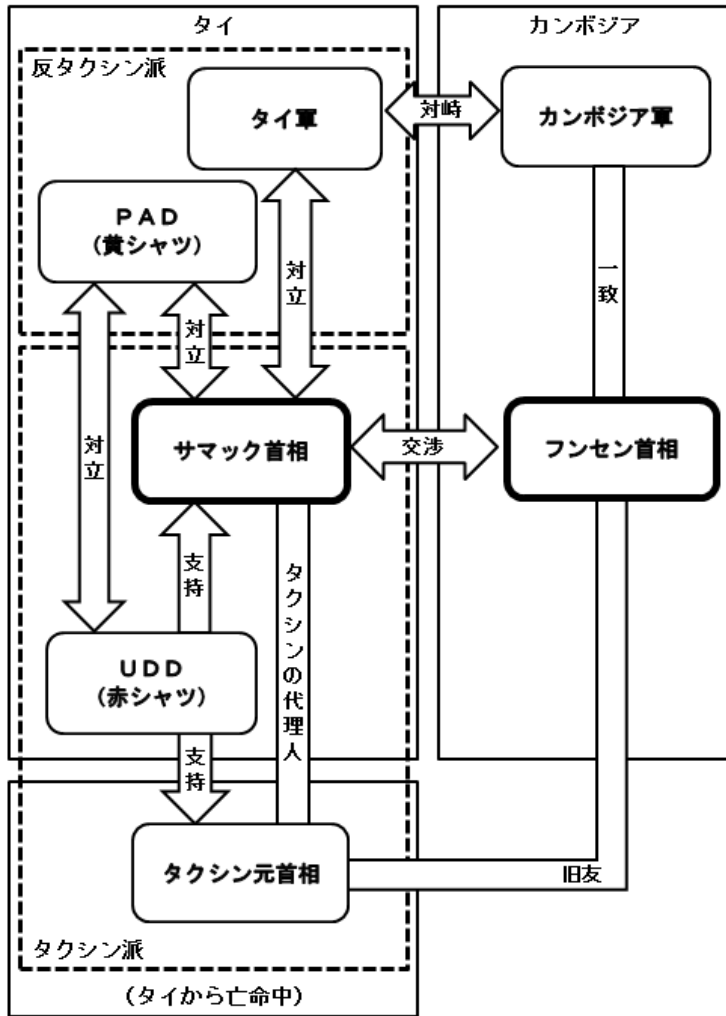


図4 サマック首相時の国境紛争のアクター間の関係

作成：筆者

交戦を伴わない第0期の国境紛争は、サマック政権のノパドン・パタマ (Noppadon Pattama) 外相が、カンボジアのプレアビヒア寺院遺跡の世界遺産登録単独申請に同意し、反タクシン派から憲法違反であると攻撃されて辞任に追い込まれた直後に発生している。反タクシン派は、タクシン派であるサマック政権を退陣に追い込みたいという意図もあり、PADは国境紛争に積極的に関与した。また、タイ軍も反タクシン派で国境紛争に積極的に関与したい意向であり、第0期は、サマック首相の意図とは逆に、タイとカンボジアのプレアビヒア寺院遺跡周辺では、一時、約4000人の兵士が対峙する事態に発展した。しかし、交戦を行うことなく、8月14日に大幅な兵力削減に向かったことから、タ

クシン派であるサマック首相には、紛争を拡大させようという意図はなかったと考えられる。

しかし、9月9日には、タイの憲法裁判所から出された違憲判断により、サマック内閣は総辞職する。

(2) タクシン派・サマック首相辞任後ソムチャイ首相就任までの首相空白時

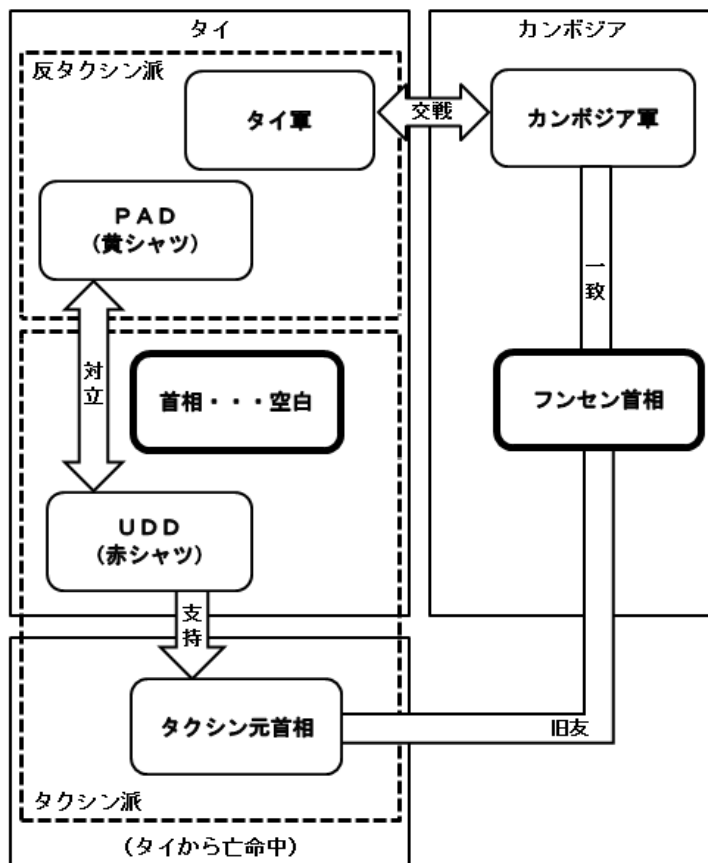


図5 首相空白時の国境紛争のアクター間の関係

作成：筆者

サマック首相が辞任に追い込まれた2008年9月9日から、同じPPP副党首であったソムチャイが首相に就任する10月18日までの約40日間、タイの首相の座は空白であった。

初めて交戦を伴う国境紛争となった第1期は、2008年10月3日から10月15日までの、まさに、タイの首相の座が空白であった期間に発生した。

この期間は、反タクシン派であるタイ軍の行動を制御できる首相はいなかつ

たということがわかる。無論、仏暦 2550 年タイ王国憲法第 2 章第 10 条にあるように、タイ国軍の総帥は国王であり（加藤 2008: 336）、タイにおいては、軍の統帥権を首相が持っているわけではない。しかし、タクシン派の首相が辞任し、次にタクシン派の首相が決まるのが予想される間隙を縫って交戦に持ち込んだ可能性は否定できない。

(3) 反タクシン派・アピチャイ首相時

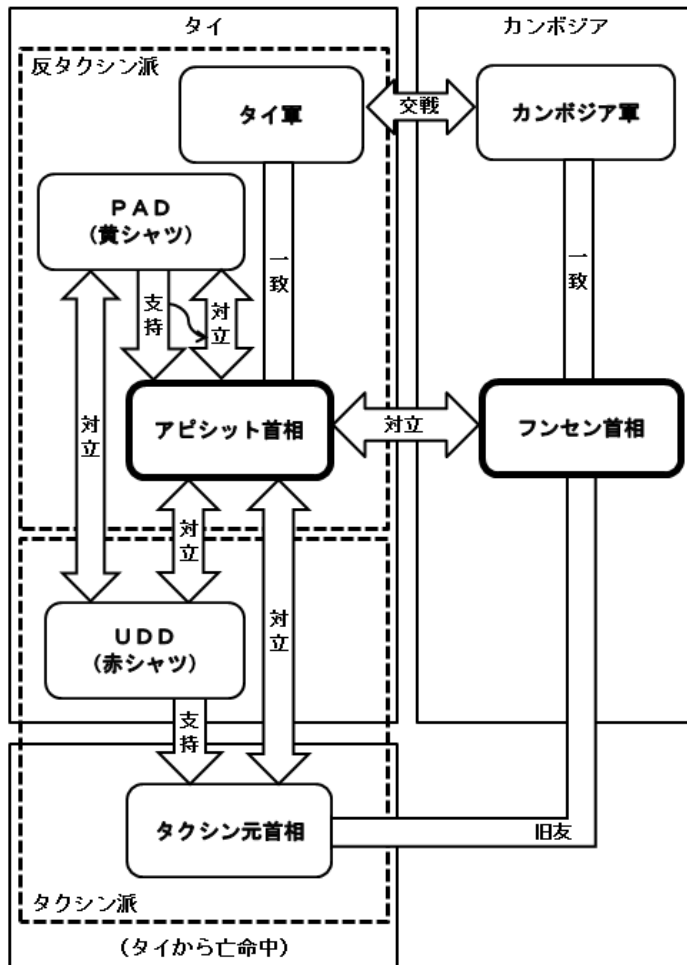


図6 アピシット空白時の国境紛争のアクター間の関係

作成：筆者

交戦を伴う国境紛争の第 2 期から第 6 期までは、すべて、反タクシン派であるアピシット首相の在任期間に発生した。

アピシット首相在任当初は、タイ軍、PAD、アピシット首相は反タクシンで足並みが揃い、国境紛争に対しても強硬な態度で対処したため、死者 26 人に達す

る交戦が繰り返された。

2009年6月には、アピシット首相は、ユネスコの世界遺産登録委員会に、プレアビヒア寺院遺跡の登録見直しを訴えている。また、2010年7月には、カンボジアが世界遺産委員会に提出した、カンボジアが世界遺産プレアビヒアと周辺エリアを管理するという提案に対し、これを議論しないよう世界遺産委員会に訴えている。さらに、2011年2月、ASEAN議長国であるインドネシアは、計30人の監視団を、タイ・カンボジア両国に派遣する方針を提示し、両国とも受け入れに同意した。しかし、2011年4月にインドネシアで開かれた合同国境委員会では、アピシット首相は、プレアビヒア寺院遺跡周辺の国境未確定地域内に監視団が配置されることに反対し、監視団の派遣はできずにいた。そして、2011年6月には、世界遺産委員会のタイに対する対応を不服として、世界遺産条約から脱退する意向を示している。

このように、アピシット政権は国境紛争に強気に対応していたが、PADは、2011年1月頃から、次第にアピシット首相の国境紛争に関する姿勢に不満をもつようになり、同じ反タクシン派でありながら、アピシット政権に対し、対立姿勢を見せるようになった。

アピシット首相の姿勢で評価できるのは、4月にカンボジアが国際司法裁判所へ国境紛争解決を提訴した際に、5月、タイの代表が裁判所へ出廷し、自らの考えを述べている点である。紛争両当事国が同意して裁判を付託するか、原告の訴えに対して被告が同意した場合に開始される規定となっている国際司法裁判所において、タイは堂々と出廷しており、結論を出すことを国際司法裁判所に付託したという点で、タイの態度は立派であったと言える。

7月18日、審議を続けていた国際司法裁判所は、タイとカンボジアで武力衝突が起きているプレアビヒア寺院周辺に暫定非武装地帯を設定し、両国軍の同地帯からの即時撤退と武力行使の禁止を含む判決を言い渡した。これは、8月3日に投票が行われるタイ下院の総選挙中のことであり、判決の履行は、次の首相に委ねられることとなった。

(4) タクシン派・インラック首相時

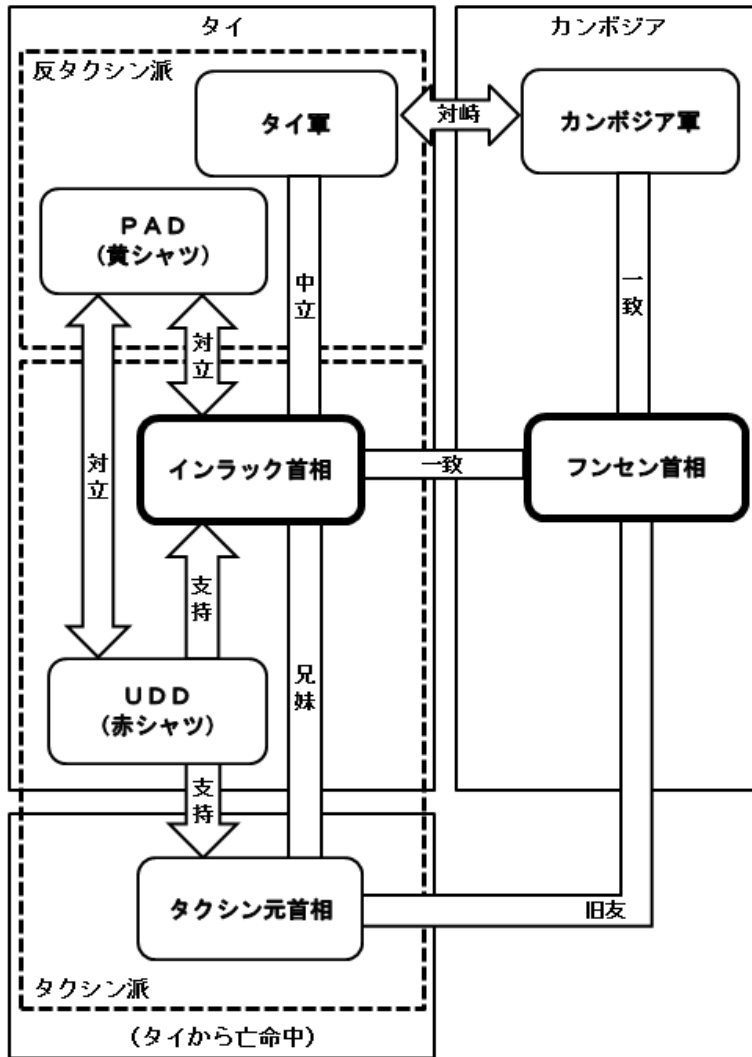


図7 インラック首相時の国境紛争のアクター間の関係

作成：筆者

インラック首相は、タクシン派であるタイ貢献党の首相候補として総選挙に勝利し、8月5日、タイで初めての女性首相に選出された。インラック首相とタイ軍は、事前に協議を行い、タイ軍は政権に対し、中立の立場をとるという了解を取り付けていたようであり、また、タクシン元首相と兄妹であり、タクシン元首相とフンセン首相が旧友であることから、インラック首相とフンセン首相の、国境紛争に対する考え方はほぼ一致し、対立するものではなかった。

その上で、12月22日、タイ・カンボジア両国は、プレアビヒア寺院遺跡周辺の国境未画定地域から軍を撤退させることで合意した。これはタクシン派であ

るインラック政権になったからこそ実現できたことである。

9. 今後の問題点

国際司法裁判所は今回、プレアビヒア寺院周辺に暫定非武装地帯を設定し、両国軍の同地帯からの即時撤退と武力行使の禁止を含む判決を言い渡した。この国際司法裁判所の判決が出された後は、タイ・カンボジア両国間の戦闘が停止しており、紛争解決に一定の効果があったと考えられる。しかし、国際司法裁判所は、寺院周辺の現在の国境未画定地域の領有権に関しては判断を下していない。そのため、タイ・カンボジア両国間の領土紛争の火種は残されたままとなっており、紛争の完全な解決に至ってはいないのが現状である。

特に、この領土紛争に関して、タクシン派であるタイのインラック首相と、反タクシン派であるタイ軍、PAD との間には意見対立が存在する。

また、カンボジアが2010年、世界遺産委員会に、国境未画定区域4.6km²を含むプレアビヒア周辺エリアも、カンボジアが管理するとの案を提案したことをきっかけに、タイの世界遺産委員会脱退表明にまで事態が発展したが、それと同様の提案を2012年以降も行うことになれば、領土紛争が再燃する恐れもある。

この領土紛争を根本的に解決するためには、以下の2つの方法が考えられる。

(1) 国境未画定区域4.6km²の領有権の決定

これは、国際司法裁判所が、両国間の国境未画定地域4.6km²の領有について、これまで以上に踏み込んだ判断を行う必要がある。

(2) 世界遺産登録のトランスバウンダリー⁹⁾への変更

世界遺産に登録されている中には、トランスバウンダリーとして、複数の国家にまたがっているものも存在する。例えば、「ピレネー山脈のペルデュ山」は、フランス・スペインのトランスバウンダリーであり、「ニンバ山巖正自然保護区」は、コートジボアールとギニアのトランスバウンダリーである。

また、地続きであっても個別に登録する方法もある。例えば、「イグアスの滝」はアルゼンチンとブラジルが、「サンチアゴ・デ・コンポステラの巡礼道」は

スペインとフランスが国毎に別々に登録している。

プレアビヒア寺院遺跡の場合、タイとカンボジアの国境にあり、その帰属を巡り、両国がもめていた遺跡であった。そのため、2007年にカンボジアが世界遺産リストへの登録を単独申請したときは、世界遺産委員会が、タイとカンボジアで話し合っただけで申請するよう勧告し、登録は見送られた。2008年6月には、タイのノパドン外相が、プレアビヒア遺跡のカンボジアによる単独申請を支持する共同コミュニケに署名した。しかし、タイの憲法裁判所がこれを違憲とする判断を示し、ノパドン外相は、世界遺産委員会の開催地に出向き、世界遺産委員会に同意撤回の意を伝えたものの、カンボジア単独での登録申請は承認され、世界遺産リストに登録された。その後、ノパドン外相は責任をとって辞職することになった。世界遺産委員会は、国境紛争を引き起こす恐れがあるということを考えて、トランスバウンダリーとして登録申請を行う様、再度勧告すべきではなかったかと考える。

いずれにせよ、問題の根本的な解決のためには、これまで両国だけで紛争を解決することができなかったという結果を踏まえ、第3者を加えた方式での紛争解決を進める必要がある。国際司法裁判所による、国境未画定区域の領有権の決定と国境画定に踏み込んだ判断、および、世界遺産登録のトランス・バウンダリーへの変更、また、その間の交戦防止を監視する第3国の存在によって、根本的な解決を目指すべきであると考えられる。

注

- 1 UNESCO (United Nations Educational, Scientific, and Cultural Organization) は、1945年11月16日に採択された「国際連合教育科学文化機関憲章」(UNESCO 憲章)に基づいて1946年11月4日に設立された国際連合の専門機関である。
- 2 1904年当時、タイの国名はシャムであったため、フランス=シャム合同国境画定委員会という呼称が用いられた。
- 3 2008年以降のプレアビヒア寺院遺跡と国境紛争に関する記述は、AFP通信(電子版)の記事、および、共同通信(電子版)の記事に基づいている。

また、これらの記事は、すべて <http://www.afpbb.com/> および <http://www.kyodo.co.jp/> という URL から検索を行って入手した。

- 4 DPICM (Dual-Purpose Improved Conventional Munition) は、多目的改良型通常弾薬のことである。高密度に一带を制圧するための弾頭のことであり、子弾を散布することから、クラスター爆弾に該当するという分類もある。
- 5 TRT (Thai Rak Thai Party) は、タイ愛国党の略称であり、2007年5月3日の、タイ憲法裁判所による解党判決まで存続した。
- 6 UDD (National United Front of Democracy Against Dictatorship) は、タクシン派である反独裁民主戦線の略称である。
- 7 PAD (People's Alliance for Democracy) は、反タクシン派である民主市民連合の略称である。
- 8 PPP (People Power Party) は、人民の力党の略称であり、2008年12月2日の、タイ憲法裁判所による解党判決まで存続した。
- 9 トランスバウンダリー (Trans-boundary) は、共同所有物件という意味であり、世界遺産リストの中で、複数の国家にまたがって登録したり、同一の遺産を別々の国が個別に登録する物件を指す。

引用文献

赤木 攻(2008)「タクシン現象：ポピュリズム」、日本タイ協会（編）(2008)、82-89。

波多野里望・松田幹夫(1999)『国際司法裁判所～判決と意見』、第1巻(1948 - 63年)、東京：国際書院。

フーオッ、タット（今川幸雄編訳）(1995)『アンコール遺跡とカンボジアの歴史』、東京：めこん。

柿崎 一郎(2008)「新憲法草案の確定と今後の展望」、日本タイ協会（編）(2008)、111-117。

金子 利喜男(2009)『世界の領土・境界紛争と国際裁判 民族国家の割拠から世界連邦へ向かって』、東京：明石書店。

- 加藤 和英(2008)「仏暦 2550 年 (西暦 2007 年) タイ王国憲法」、日本タイ協会 (編) (2008)、331-411。
- 桑原 政則(1989)『東南アジアの民族と言語文化: タイおよび東南アジア・中国・太平洋諸民族』、東京: 穂高書店。
- 村嶋 英治(2009)「立憲革命」、日本タイ学会 (編) (2009)、413-414。
- 日本タイ学会 (編) (2009)『タイ事典』、東京: めこん。
- 日本タイ協会(2008) (編)『現代タイ動向 2006-2008』、東京: めこん、82-89。
- 桜井由躬雄・石澤良昭(1995)「東南アジア現代史Ⅲ: ヴェトナム・カンボジア・ラオス」、『世界現代史』7、東京: 山川出版社。
- 玉田 芳史(2008)「これからどうなるタイの政治」、日本タイ協会 (編) (2008)、14-39。
- 山下 明博(2009)「タイとカンボジアの国境紛争」、『広島大学平和科学研究センターIPSHU 研究報告シリーズ 研究報告 No.42』、広島: 広島大学平和科学研究センター、213-234。
- 山下 明博(2010-1)「世界遺産をめぐる国境紛争: プレアビヒア寺院遺跡」、『安田女子大学紀要』、No.39、広島: 安田女子大学、243-253。
- 山下 明博(2010-2)「世界遺産をめぐる国境紛争の原因」、『広島平和科学』、No.32、広島: 広島大学平和科学研究センター、57-81。